

南国暮らしの会 細則

第1条【名称】 本会は「南国暮らしの会」と称し、通称を「南の会」とする。

第2条【事務所】 定款記載の事務所の外に連絡所として下記を置く。

連絡所1：理事長が東京都以外に在住の場合の理事長宅

連絡所2：担当理事宅

連絡所3：支部長宅

第3条【目的】 本細則は定款第58条の定めにより、定款の施行に関して必要な細則として、理事会の議決を経て理事長が定めるものである。

第4条【事業】 定款で定められた事業達成のため、次の活動を行う。

- (1) 会員の情報交換および親睦のために、情報交換会、サロン会等（以下、例会という）および懇親会を開催する。例会、懇親会は支部の主催とする。
- (2) 会員名簿を発行する。（会費未納のため当年度会員資格が停止中の会員は会員名簿に記載されない場合がある。会員名簿発行後の新規会員は補充名簿で補う。）
- (3) 会報を発行する。発行回数は年1回以上とする
- (4) 入会希望者用資料、南の会必携等を作成する。
- (5) 対外広報のためのホームページを開設する。
- (6) 会員相互の情報交換・連絡のための南国暮らしの会掲示板（BBS）およびメーリングリスト（ML）を開設・運営する。BBS およびML は別途定めるBBS 規約およびML 規約に則って運用する。
- (7) 本会と相互協力する団体を友好団体とする。友好団体は理事会での承認を必要とする。

第5条【組織】 前条の活動を行なうため、次の組織を定める。

(1) 理事会

理事会の構成、権能等は定款第4章会議に定めるところによる。

また、理事の選任、職務等は理事服務規程に拠るものとする。

(2) 部会

会の業務を行うために理事会に次の部会を設ける。

①総務部会

②広報部会

③会員部会

④会報部会

それぞれの部会の具体的な活動内容は部会内規、BBS 規約、ML 規約に定める。

(3) 委員会

会の業務を行うために部会に委員会を設け、委員会に委員を置く。

① 委員の人選は委員長（理事又は理事経験者が兼務）に一任する。委員長は構成メンバーを理事会に報告する。総務委員会は委員会の構成表として会報に記載する。

② 委員会は委員会内規を定めることができる。

③ 委員の委嘱状は発行しない。

(4) 特別委員会

理事会は特別委員会を開設し、特命事項を委嘱することができる。

① 委員の人選は委員長（理事又は理事経験者が兼務）に一任する。委員長は構成メンバーを理事会に報告する。総務委員会は委員会の構成表として会報に記載する。

② 特別委員会の委員長は概ね半年から一年以内に理事会に答申を行なう。

(5) 支部

国内支部、海外支部を設けることができる。その詳細は支部細則による。

(6)組織の詳細は南国暮らしの会運営組織図による。

第6条【会 員】

- (1) 正会員は定款第6条に則り、この法人の目的に賛同し、会員として認められて入会した個人及び団体で、表決権を有する者とする。
 - ① 個人正会員は希望する配偶者を家族会員として登録することができる。この場合、正会員同様の扱いを受けるが、家族会員は表決権を有しない。
- (2) 賛助会員は、理事会の承認を得て営業行為を行うことのできる個人及び団体で、表決権を有しない者とする。
 - ① 賛助会員は表決権を除いて正会員と同様の扱いを受ける。
 - ② 賛助会員は次に掲げた営業行為を行うことができる。ただし事前に理事長の許可を受けなければならない。
 - ・会報への広告の掲載 なお料金は別途必要とし、付則で定める。
 - ・会員へのEメールによる宣伝
 - ・例会での宣伝
 - ③ 賛助会員が理事長の承認を得て営業行為や旅行会等を行う場合、トラブルや事故の責任は賛助会員および参加者が負うこととし、会は一切責任を負わない。
 - ④ 賛助会員資格更新の可否は理事会が決定し、延長しない場合は本人に理由を通知する。
 - ⑤ 賛助会員の資格は1年とし、双方から申し出がない場合自動延長する。
- (3) 外国居住者が入会を希望する場合は、通常書類の他、当該支部長あるいは支部長代行の推薦状を添付しなければならない。

第7条【会 友】

- (1) 会友は、南の国に長期滞在し、本会の趣旨に賛同し、本会を支援し滞在地の情報を提供できる者とする。
- (2) 会友の選任、解任は、外国支部のある地域では支部長の推薦、その他の地域は役員の推薦により、理事会の了承を得て行う。
- (3) 会友は本会会費を免除する。会友が正会員登録を希望する場合は入会金を免除し当該年度の会費を拠出する。
- (4) インターネットや各支部を通じての情報インフラが発達していることを鑑み、新規の会友は置かないこととする。

第8条【入会金・会費等】 本会の運営資金は会員の会費及び寄付をもって賄う。

- (1) 入会金は下記の通りとする。
 - ◇個人会員入会金：3,000円
 - ◆賛助会員入会金：10,000円
- (2) 会費（年会費の期間は4月1日から翌年3月31日とする。）
 - ① 年会費は下記の通りとする。なお月割りはしない。
 - 家族会員は不要とする。
 - ◇個人会員年会費：5,000円
 - ◆賛助会員年会費：50,000円（個人・団体とも）
 - ② 個人会員が賛助会員に資格を切り替える場合、納入済個人会費を賛助会員入会金及び年会費に充当しない。

第9条【入 会】 会員の入会は次の手続きによる。

- (1) 入会希望者に対し入会資料（入会案内、会員申込書、郵便振替用紙を送付する。
- (2) 会の趣旨・定款に納得した入会希望者は、入会申込書を郵送もしくはメール送付し、遅滞なく入会金・年会費を支払う。
- (3) 入金が確認できた段階で会員資格を認め、会員証・南国暮らしの会必携・当年度既発行の会報を送付する。なお理事会が会員にふさわしくないと判断した場合、入会を断ることができる。その場合のみ、入会金および会費は返還する。

第10条【退会・その他】

- (1) 会員は退会届を理事長に提出することでいつでも退会できる。
- (2) 前年度末までに会費が未納の場合は、当年度会員資格が停止され、総会での表決権を始めとする会員としての権利を享受することができない。さらに、会費を9月30日まで未納の場合、10月1日時点で自動的に退会扱いとなり会員の資格が喪失する。
- (3) 当該年度に自動退会となり、10月2日以降に再入会を希望する者は、入会金を免除する。年会費の入金が確認できた段階で会員資格を認めるが、既交付済資料は再交付しない。
- (4) 当該年度以外に退会した元会員の再入会者は、入会金を免除する。
会員証を希望する者には有償で再交付するが、その他の既交付済みの資料は再交付しない。
- (5) 正会員が死亡した場合、自動退会とする。但し、配偶者から申し出があれば家族会員を正会員として登録することができる。
- (6) 次の事項に抵触した会員に対し理事会は退会の勧告を決議できる。
 - ① 国内外を問わず、夫々の国の法を犯し司法にて、有罪の判決を受けた者 但し人身事故でない交通事故は除く
 - ② 会員の行動が、本会を汚す様な報道がマスコミになされた場合の当事者
 - ③ 本会又は会員を不当に傷つけ、又は本会の目的に反する行為をした会員

第11条 【自己責任の原則】 会員は、個人として行う行為について自ら責任を有し、責任を会に転嫁してはならない。

- (1) 賛助会員以外の会員は、会員の立場を利用した営利行為、宣伝行為をしてはならない。また、このような行為において金銭等の授受をしてはならない。
- (2) 会員は、個人が行う海外での不動産取引、個人が参加する旅行、宿泊の契約など会員の立場を離れて行う行為については、本会の名称など本会と関わりがある表示・表現などをしてはならない。
- (3) 会員が個人として行う行為について一切の責任はその個人に帰属し、会は一切の責任を持たない。会員の紹介・斡旋による場合も同様である。
- (4) 会員は、例会、懇親会、会報、南国暮らしの会掲示板（BBS）など会が提供する情報交換の場において、他の会員を誹謗、中傷、悪意の批判をしてはならず、またプライバシーに関わる情報をみだりに公開してはならない。これにより生ずる一切の責任について会は一切の責任を持たない。

第12条 【会運営の原則】

- (1) 本会は個人間の争い、紛争に介入してはならない。
- (2) 本会は不動産および旅行会・体験滞在・宿泊など（以下旅行等という）の営利事業は行わない。なお、会は会員が行う不動産取引、旅行等について生ずるトラブルについて一切の責任を負わない。
- (3) 本会を運営する人員は無報酬のボランティアによる。会員は会運営に必要なボランティアを積極的に引き受け、業務を分担することが望まれる。少数の会員に業務を集中し過重な負担を掛けてはならない。
- (4) 交通費、旅費、事務用品など会運営に必要な費用は実費精算とし、それ以外の金銭は支給しない。
- (5) 本会（支部を含む）が主催する例会・懇親会など催し等の費用については受益者負担を原則とする。

第13条 【役員】 役員は正会員から選出する。

- (1) 定款第13条で規定する役員の内、監事は総会において、理事は理事会において選任する。但し理事は次期総会に諮り承認をもって信任されるものとする。役員として本会に貢献したい正会員は総会開催日の45日以上前に理事会に届け出る。
- (2) 監事の選任、理事の信任は、表決権行使書を含む総会出席正会員の単記制（1人1票）により、過半数の賛成をもって行う。
- (3) 理 事
 - ① 各理事は本会の業務を分担し、その業務の責任者として業務分担等を効率的に推進する。
 - ② 分担業務毎に理事は原則として複数制にし、業務の円滑運営を図る。（退任者などの業務停滞防止策）
 - ③ 理事会における理事の選任及び解任議案は当人を除く3分の2以上の表決を必要とする。解任の場合は無記名投票とする。
- (4) 監 事

- ① 各監事は定款第15条第4項に定められた業務を遂行する。
- (5) 理事・監事の任期は2年間とし、再任を認めるが継続3期の6年間で限度とする。役員の着任期は原則として通常総会より次の通常総会までとする。但し実務は通常総会終了後、次期役員に業務引継ぎ迄とする。また、業務の都合上理事職の退任が困難な場合は、前記限度を超えて留任し、当該業務の終了後理事職を退任することができるものとする。

第14条【相談役・顧問】

- (1) 相談役は理事長の求めに応じて、理事会に於いて助言することを了承した者で、理事・監事経験者の中から理事長が委嘱することができる。
- (2) 顧問は理事長の求めに応じて、南の会の運営全体にわたって助言することを了承した者で、正会員・賛助会員の中から理事長が委嘱することができる。
- (3) 相談役と顧問は、理事長の求めがある場合に限り理事会に出席し、求められた内容に関してアドバイスを行うことができる。また役員会に出席し、意見を述べるすることができる。
- (4) 相談役および顧問の任期は、委嘱した理事長の退任までとする。

第15条【諸会議】

原則的には対面の会議とするが、状況に応じてオンライン会議または対面とオンライン会議を併用することができる。

(1) 総会

通常総会は原則として会計年度終了後3ヶ月以内に東京で毎年1回開催する。総会の会場・日時は会報に掲載する。

- ① 総会参加資格者は3月31日現在の正会員で、且つ3月31日までに次年度年会費を納入した者とする。但し3月31日が金融機関の休業日と重なった場合には休業日の翌営業日に次年度会費を納入した者を含む。
- ② 表決権がなくても、総会当日会員資格のあるものは傍聴を可とする。

(2) 理事会

理事会は原則として年6回開催する。但し、臨時理事会を開催することができる。

- ① 理事は出席が義務であるが、やむを得ず欠席する場合、書面で理事長に委任状を出さなければならない。
- ② あらかじめ通知された事項について書面による賛否を明らかにした事項を除き、欠席理事に議決権はない。
- ③ 理事会議事録は役員および顧問、相談役、各支部長に配付する。

(3) 役員会

本会に定款第20条で定められた総会、理事会の他に役員会をおき、会発展のため、年1回以上開催し情報、意見交換などを行う。

- ① 役員会構成メンバーは、役員および顧問、相談役、国内支部長(一時帰国中の海外支部長を含む)とする。オンライン会議併用の場合は出席可能な海外支部長を含む。
- ② 役員会で議決の必要な事項が発生した場合、臨時理事会に切換え議決を行う。その場合の議決権は出席理事のみに与える。

第16条【資料の保管】

本会で必要な書類の保管は、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までとする。NPO法第28条

- ① 保管する媒体は電子媒体又は文書とする。

第17条【細則の改廃】

本細則の改廃は理事会の議決を経て理事長が定めるものとし、その結果を速やかに会員に報告する。

制定日

平成10年1月30日 「南国暮らし夢の会」会則として制定

平成27年12月5日 全面改訂

平成29年12月9日 一部改訂

令和元年12月14日 一部改訂

令和4年3月12日 一部改訂

令和6年4月6日 一部改訂

【付 則】

1. 本会会費から慶弔、懇親会等の費用は支出しない。会報発送作業、部会・委員会の打合せなどの会合で少額のお茶・菓子の支出を行うことができる。
2. 本会には慶弔見舞制度は設けない。
3. 会場などの設営、後始末は会員相互が協力し(都合の付く人は自発的に)、円滑な運営が図れるように努める。
4. 会員は収集した情報を許す限り会員(事務局に提供し会報等に掲載)に公開し、会員相互の情報交換を推進する。
5. 広告受付(会報に情報[旅行、居住、不動産物件等] 入手を目的に理事会の承認を得た広告を掲載する。) 広告料金(原則A4版モノクロとする)
 - ① 表2(表紙裏) 1頁・・・3万円
 - ② 記事1頁・・・2万円
 - ③ 表3, 4(裏表紙裏表) 1頁・・・2万円
 - ④ A5版など縮小版の広告料金は按分とする。
 - ⑤ カラー広告料金は上記の3倍とする。
 - ⑥ 広告原稿は完全版下(A4版)とする。
6. 「定款」「細則」その他、会員に有益な諸資料を総括して南の会必携として正会員に配付する。
7. 海外支部の会員に色々お世話頂く時は感謝の気持ちで接し、心豊かな会員として常識の範囲内でのお礼をするのが望ましい。
8. 個人会員による会報および南国暮らしの会掲示板(BBS) およびメーリングリスト(ML)への広告掲載、また情報交換会などでの営利宣伝活動は認めない。
9. 友好団体との関係について、国内外の友好団体とは団体相互の利益を勘案し、許す範囲で情報交換や会報等の交換を行う。但し、理事会の承認を得て実施する。